

仕 様 書

1. 件名

令和7年度石油製品売買契約（単価契約）第2回

2. 規格及び予定数量

レギュラーガソリン（3, 500ℓ）、軽油（100ℓ）、灯油（2, 000ℓ）

3. 契約期間

（自）令和7年10月1日 （至）令和8年3月31日

4. 契約内容

高知中部森林管理署にて使用している業務用自動車（官用車外）へのレギュラーガソリン、軽油の給油及び灯油の提供を行う。

5. 提供方法

- （1）給油店は香美市物部町大柵地区内に所在すること。
- （2）受注者は車ごとに給油伝票を発行し、発注者が供給スタンドで供給を受ける場合は、発行された給油伝票を提出して上記4の内容を実施できるものとする。

6. 納品及び請求

- （1）給油店は高知中部森林管理署職員が車両を持ち込み、給油伝票を提示した時は当該職員が指示するところにより給油するものとする。
- （2）請求にあたって受注者は、供給したガソリン等について1ヶ月分をとりまとめて請求書を作成し、納品年月日・品名・給油車両番号・数量を明記した伝票を添付するものとする
- （3）受注者は上記(2)の請求書及び伝票を翌月10日（休日の場合は直前の平日）までに提出するものとする。

7. その他

- （1）予定数量は6ヶ月間の見込み数量であり、車両の使用状況により変動するので、変動があっても意義の申し立ては認められない。
- （2）契約期間内に受注者が経営する給油店の閉鎖などにより給油箇所に変更があった場合は、遅滞なく報告すること。
- （3）給油伝票の発行に係る経費は受注者負担とする。
- （4）本仕様書について疑義又は不明な点がある場合は、入札前までに担当者へ照会すること。